

ケニア

主要データ

国名〔英名〕	ケニア共和国〔Republic of Kenya〕
面積(km ²)	580,367
海岸線延長(km)	536
人口(百万人)	54.7
人口密度(人/km ²)	94.2
GDP(bUS\$)	95.52
一人当たり GDP(US\$)	1,746.73
主要鉱産物: 鉱石	ミネラルサンド、金
主要鉱産物: 地金	鉛
鉱業管轄官庁	Ministry of Petroleum and Mining
鉱業関連政府機関	-
鉱業法	Mining Act 2016
ロイヤルティ	金・螢石・ダイヤモンド:5%、金属鉱石:8%、チタン:10%、貴石:5%、工業用鉱物:1% ¹
外資法	-
環境規制法(環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	Environmental Management and Coordination Act 1999
鉱業公社等	-
鉱業活動中の民間企業	Base Resources、Mayflower Cap Invts

1. 鉱業一般のトピックス

ケニアは観光産業、農業、製造業、サービス業の発展に力をいれており、鉱業はGDPの1%程度である。従前より、ミネラルサンドやソーダ灰、中小や零細採掘による金のプロジェクトがある。産業規模の鉱山は、2013年に開発された Kwale ミネラルサンド鉱山、2012年に開発された Kilimapesa 金山が存在する。国内の鉱物生産は限定的ではあるが、隣接する中央・東部アフリカの鉱物取引と価値付加のハブになることを目指している。

2. 鉱業政策のトピックス

2016年6月に新鉱業法を策定している。旧鉱業法は1940年代に制定されており、未加工鉱物の取引やダイヤモンド産業保護に関する規定が中心であった。

新鉱業法においては、土地政策の原則、公有地、土地使用と財産の規制(ライセンス申請時にも土地所有者の同意が必要など)、環境義務、鉱業開発協定に関する詳細等の規定を含む近代的な内容に改定された。また、大規模鉱山における10%権益を国に無償で譲渡することが規定されている。ロイヤルティも規定されており、その内の10%を周辺コミュニティの支援に充てることが義務付けられている。旧鉱業法では認められなかった零細採掘(ASM)の活動を合法的な経済活動として認められるようになった。

新鉱業法の中で、鉱業省への意思決定の集中を解消すべく、ライセンスや許認可の承認の権限を持つ鉱物諮問委員会を設置している。また、国有鉱山会社の設立、国家地質データベースを開発する地質調査総局の設立などを規定している。

¹ <https://www.petroleumandmining.go.ke/state-department-for-mining/>

3. その他トピックス

なし

(2022.03.02 ヨハネスブルグ事務所 原田 武)